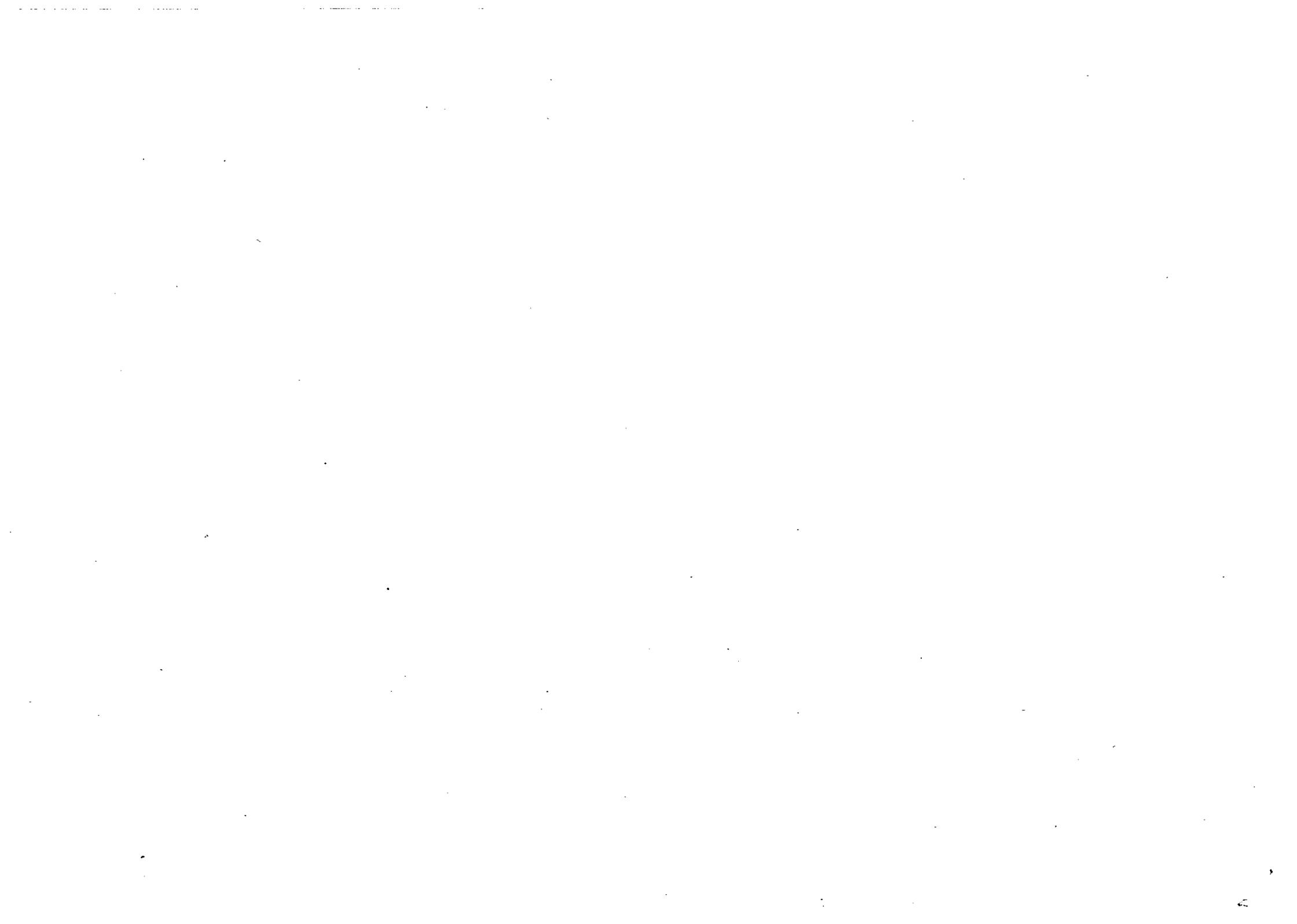


地域医療介護総合確保基金制度について

健康福祉部健康福祉政策課



地域医療介護総合確保基金を活用した事業計画について

1 地域医療介護総合確保基金の概要

(1) 基金の概要

国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題であることから、新たな財政支援制度を創設した。

この制度により、都道府県は新たに「地域医療介護総合確保基金」を設置し、都道府県が策定した計画に基づき事業を実施していく。

(2) 基金の根拠法

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」

(平成26年6月改正により基金制度創設)

(3) 基金の全体規模

◆平成26年度は全国で904億円(医療分野のみ)

◆平成27年度は医療のほか介護分野も対象事業として加えられるが、基金の規模は国から示されていない。

◆負担割合：国が3分の2 都道府県が3分の1

◆都道府県への配分方法：国において、都道府県人口、高齢者増加割合等の基礎的要因や県計画の評価等の政策的要因を勘案して、予算の範囲内で行うとされている。

(4) 都道府県計画の期間

◆都道府県は、毎年度、計画を策定して厚生労働省に提出する。

◆事業期間は、原則1年間(単年度)だが、施設整備など単年度での完了が困難な事業などについては複数年とすることも可能である*。

※ 複数年度におたる事業として認められる事業の例

・ 完成までに一定期間を要する施設整備(ハード)事業

・ 目標年次を定めて複数年継続しながら実施するソフト事業

(例：1年目に研修プログラムの検討、2年目にモデル研修の実施と検証、3年目に修正プログラムで研修を実施し再検証、最終プログラムを完成させ、成果の普及)

(注) 同様の事業を単に毎年度繰り返し返す事業は、複数年度の計上は認められない。

(27年度計画に27年度分を、28年度計画に28年度分を計上する。)

2 平成26年度千葉県計画の内容

(1) 計画の期間

平成26年度から28年度まで

(2) 事業費

総事業費：6,259,435千円 基金充当額：3,460,000千円

(3) 計画の内容

今後、医療を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれる中、高齢者をはじめとして、すべての県民が、地域において安心して質の高い医療（介護）サービスが受けられ、最後まで自分らしく生きられる千葉県を目指して、施策を推進する。

【構成】

全体目標：安心して質の高い医療（介護）サービスが受けられ、最後まで自分らしく生きられる千葉県を目指して
目標①：地域包括ケアの推進
目標②：医療機関の役割分担の促進
目標③：医療従事者の確保・定着
目標④：地域医療の格差解消

※計画の概要は5ページ、具体的な事業については6ページを参照

(4) 策定の経緯

平成26年3月下旬	医療関係団体・病院等に意見照会
随時	医療関係団体と意見交換
7月2日	第1回千葉県医療審議会にて意見聴取
随時	医療関係団体と意見交換
9月1日	第2回千葉県医療審議会にて意見聴取
9月12日	国による総合確保方針の提示（概要は7ページ参照）・平成26年度交付要綱等の発出
9月末	千葉県計画（案）を策定し、国へ提出
10月	国から交付金額の内示
10月末	正式な都道府県計画を策定し、国へ提出

(5) 今後のスケジュール

11月 ～	国において交付決定 国の交付金を財源の一部として県で基金を造成し、 事業を実施
----------	---

3 平成27年度千葉県計画の策定に向けた事業提案について

(1) 計画策定の考え方

(ア) 国が定めた総合確保方針に即して、かつ、本県における医療・介護の現状及び課題に応じて、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を作成する。

【地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業】

※ 「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」より抜粋

- ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ②居宅等における医療の提供に関する事業
 - ・ 退院後の生活を支える在宅医療の充実、医療・介護サービス提供体制の一体的な整備、介護との連携を含む医療連携体制の構築、そのための情報基盤の整備等
 - ・ 在宅医療に取り組む人材の確保及び医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション関係職種等に対する研修等
 - ・ 医療従事者、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員等に対する医療及び介護の連携を図るための研修や知識の普及等
- ③介護施設等の整備に関する事業
 - ・ 地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備
- ④医療従事者の確保に関する事業
 - ・ 医師・看護職員の確保、地域医療支援センター等を活用した医師等の偏在の解消、医療勤務環境改善支援センター等を活用した医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の促進等
- ⑤介護従事者の確保に関する事業
 - ・ 多様な人材の参入促進、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等

(イ) 医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成27年度は、地域医療構想（ビジョン）策定前であることから、地域において明らかに不足している病床の機能への転換に資する事業等、病床の機能の分化及び連携に特に資する事業に基金を重点的に活用する。

(ウ) 計画の作成に当たり、官民を問わず事業の提案を広く募るとともに、医療・介護関係者などから意見を聴くことにより、公正性・透明性を確保するほか、地域にとって必要性・公益性の高い事業の立案に努める。

(2) 医療・介護関係団体・病院等からの提案事業について

※ 未定事項を含む

医療・介護関係団体・病院等からの提案事業については、次の考え方にに基づき、関係者などから意見を聴きながら、千葉県計画への反映について検討する。

- ・ 国が定めた総合確保方針に合致していること
- ・ 県保健医療計画、高齢者保健福祉計画と整合していること
- ・ 県全域又は地域の医療・介護課題の解決に資する事業であること
- ・ 計画に反映可能な具体性、実現性などを備えていること（事業の効果や必要性・緊急性が明確であること、事業費は適当な額であること等）
- ・ 診療報酬、介護報酬、その他の補助金等（地域支援事業や地域医療再生基金を含む）で措置されていないこと

(3) 事業者負担について

※ 平成 26 年 9 月 12 日付け厚生労働省通知から要旨を抜粋

(ア) ハード整備（施設・設備整備）など、特定の事業者の資産形成につながる補助事業については、基本的に事業者負担を設定する。

事業者負担設定については、平成 25 年度をもって廃止され基金に移行した国庫補助事業については従前の取扱いを、その他の事業については類似事業の例を参考にする。

(イ) 政策上必要なもので、特定の事業者の資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないこともできる。

(4) 今後のスケジュール

平成 27 年度のスケジュールは、国から示されておらず未定だが、次のようなスケジュール（案）を想定している。

26 年 11 月 21 日	各関係団体等からの事業提案の締切
26 年 12 月～27 年 3 月頃	都道府県整備計画（案）の検討（必要に応じて関係団体からヒアリング・意見交換等）
（未定）	国による都道府県個別ヒアリング （27 年度事業として想定している内容、規模等）
（未定）	都道府県整備計画を策定して、国へ提出

医療介護総合確保促進法に基づく千葉県計画（平成26年度）の概要

総事業費 6,259,435千円 基金充当額 3,460,000千円

全体目標 安心して質の高い医療（介護）サービスが受けられ、最後まで自分らしく生きられる千葉県を目指して

★本県の医療課題★

- 1 高齢化に伴い増加する医療需要**
 - 2010年～2015年における本県の高齢者人口の増加率は全国2番目の高さ。2025年の高齢化率は30%になる見込み。
 - 2010年～2025年の15年間で入院患者数は約4.5万人/月から6万人/月に増加する見込み。
- 2 医療機能の充実強化**
 - 医療機能別の病床数は、高度急性期が多く、急性期を脱した患者の受け皿となる病床が少ない状況。
 - 救急医療の需要は増加傾向、周産期医療体制に地域差がある状況。
- 3 医療人材の不足**
 - 人口10万人対医師数は全国45位、看護師数は全国46位。
 - 「千葉県医師・看護職員長期需要調査」（26年4月公表）の結果によれば、2025年時点の医師不足見込数は▲1,170人、看護師に至っては▲15,150人という危機的状況。
- 4 診療科間で差のある医師不足への対応**
 - 小児医療については、全国平均に比べて県全体の小児科医師数が少なく、地域による配置の偏在がある状況。
 - 周産期医療については、産科・産婦人科医師数は減少から増加に転じているものの、分娩を取り扱う病院・診療所の数には地域差がある状況。

★施策の柱★

- 1 地域包括ケアの推進**

在宅医療の仕組みの整備など、誰もが住み慣れた自宅や地域で生活できるための対策を進める。
- 2 医療機関の役割分担の促進**

地域医療ビジョン策定前であっても、現状でも必要なものとして、救急医療や周産期医療の体制整備や、回復期病床に係る整備を先行して進める。
- 3 医療従事者の確保・定着**

医療従事者が働きやすい職場をつくり、人材の確保・定着につながる対策を進める。
- 4 地域医療の格差解消**

誰もがどこでも安心して医療が受けられるように、「周産期医療」や「小児（救急）医療」など診療科によって異なる課題に応じた対策を進める。

★計画に基づき実施する事業★

- 1 地域包括ケアの推進**

【主な事業】

 - ・在宅医療従事者の拠点運営、設備整備、多職種連携の推進
 - ・県民や介護関係者からの在宅医療に関する相談や調整への対応
 - ・患者の円滑な在宅（地域）移行のための医療・介護連携体制づくり など
- 2 医療機関の役割分担の促進**

【主な事業】

 - ・救急医療体制や周産期医療体制など医療機関の役割分担に応じた機能の強化
 - ・回復期リハビリテーション病床など需要が見込まれる病床の整備 など
- 3 医療従事者の確保・定着**

【主な事業】

 - ・千葉県地域医療支援センターによる医師のキャリア形成支援
 - ・看護師学校養成所の新たな設置や運営への支援
 - ・看護学生を県内就業に結び付けるための修学資金制度の充実
 - ・医療の高度化・専門化に対応した看護を提供するための研修
 - ・女性医師等が働きやすい環境づくり
 - ・病院内保育所の新たな設置や運営への支援、ナースセンターによる復職支援 など
- 4 地域医療の格差解消**

【主な事業】

 - ・地域でのお産を支える医師や助産師の確保
 - ・小児の救急医療体制を支える医師の確保や連携体制の充実 など

医療介護総合確保促進法に基づく平成26年度千葉県計画 事業一覧

(単位:千円)

施策目標	No	事業名	主な交付先	事業期間	事業費	事業概要
目標① 地域包括ケアの推進 【約0.3億円】	1	在宅医療拠点運営事業	医療関係団体	26年度	18,248	在宅医療を推進するため、相談窓口の運営、普及啓発、情報提供などを実施するとともに、多職種連携や医療機関相互の連携に関する調整などを推進する。
	2	在宅歯科診療設備整備事業	医療機関	26年度	5,000	新たに在宅歯科診療を実施するために必要な設備整備に対する助成を行う。
	3	在宅医療推進支援事業	(県が実施)	26年度	206	在宅医療に関わる医療・福祉関係者による協議会等を開催し、在宅医療や地域の課題について検討するとともに関係者の連携強化により在宅医療の推進を図る。
	4	入院患者退院時支援事業	医療関係団体	26年度	6,000	脳卒中患者の退院時に、病院側から地域の在宅医療・介護関係者と連携をとる仕組みについて検討・実践し、県内に支援体制を普及させる。
目標② 医療機関の役割分担の促進 【約7.3億円】	5	医療機関機能強化・機能分化促進事業	医療機関	26年度～28年度	732,999	救急医療体制や周産期医療体制、回復期病床などの確保・強化に向けて施設・設備の整備に要する経費の一部を助成する。
目標③ 医療従事者の確保・定着 【約24.0億円】	6	千葉県医師キャリアアップ・就労支援センター運営事業	医療関係団体	26年度	50,000	模範センター(医療法上の「地域医療支援センター」)を運営することで、若手医師等の確保と定着を促進し、医師不足の解消を図る。
	7	女性医師等就労支援事業	医療機関	26年度	61,270	育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境の普及を図るため、女性医師等就労支援の取組みに必要な経費を助成する。
	8	看護師等学校養成所整備事業	看護師等養成所	26年度～27年度	959,014	看護師の養成・定着を図るため、養成学校の新設・増改築に伴う施設・設備や看護学生の実習受け入れに伴う設備等の整備に要する経費の一部を助成する。
	9	看護師等学校養成所運営支援事業	看護師等養成所	26年度	335,502	看護師等養成学校の教育を充実させるため、養成学校の運営に必要な経費を助成する。
	10	看護職員研修事業	医療機関	26年度	77,757	新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人看護職員に対する研修、医療の高度化・専門化に対応した良質で安全な看護の提供を行うための研修を実施した医療機関に対し助成する。
	11	看護職員就労環境改善事業	医療関係団体	26年度	4,910	多様な勤務形態の整備や看護業務の効率化を促進し、医療機関における看護職員の就労環境の改善のための事業を委託する。
	12	保健師等修学資金貸付事業	(県が実施)	26年度	158,881	県内の医療機関に従事する看護職員を確保するため、県内看護学生に対する修学資金の貸付枠を50名分増員する。
	13	ナースセンター事業	医療関係団体	26年度	30,856	看護職の無料職業相談や再就業講習会・相談会、看護についてのPR、進路相談等を行うナースセンターを運営し、看護職の確保を図る。
	14	看護師宿舍施設整備事業	医療機関	26年度～27年度	219,653	看護職員の定着促進を図るため、看護師宿舍の個別整備に伴う増改築等に要する工事費の助成を行う。
	15	歯科衛生士復職支援研修事業	医療関係団体	26年度	800	未就業の歯科衛生士に対して復職を支援し、かつ、在宅歯科診療の知識と技術を習得するための研修会を開催することで、在宅歯科医療を推進する専門人材の育成を図る。
	16	病院内保育所施設整備事業	医療機関	26年度～27年度	31,150	医療法人等が設置する病院内保育所の開設に必要な新築、増改築等の工事費の助成を行う。
	17	病院内保育所運営事業	医療機関	26年度	465,635	病院等に従事する職員のために医療法人等が行う医療施設内の保育施設を運営する事業に対し助成する。
	目標④ 地域医療の格差解消 【約3.0億円】	18	産科医等確保・育成事業	医療機関	26年度	87,895
19		新生児医療担当医確保支援事業	医療機関	26年度	2,380	新生児医療に従事する医師に対して新生児担当手当を支給する場合に、その一部を助成する。
20		小児二次救急医療対策事業	医療機関 市町村	26年度	173,932	広域を対象に、休日及び夜間における小児救急医療の拠点となる病院の運営費に対し助成するほか、市町村等が小児救急医療のため病院輪番制方式により休日及び夜間における入院医療体制を整備した場合に、その運営費に対して助成する。
21		小児救急地域医師研修事業	医療関係団体	26年度	1,040	小児科医師、内科医師等を対象として行う小児救急医療及び児童虐待に関する研修を委託する。
22		小児救急電話相談事業	医療関係団体	26年度	36,872	夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、看護師・小児科医師が保護者等からの電話相談に応じ、症状に応じた適切な助言等を行う電話相談事業を委託する。
					3,460,000	

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（概要）

9月12日告示
(厚労省作成)

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的な方向

- 2025年以降の「団塊の世代」が全て75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題。
- 利用者の視点に立つて切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、自立と尊厳を支えるケアを実現していく。

意義

【基本的な方向性】

- ① 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
- ② 地域の創意工夫を活かせる仕組み
- ③ 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
- ④ 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- ⑤ 情報通信技術(ICT)の活用

基本的な考え方

行政の役割	サービス提供者・利用者の役割
<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画基本方針及び介護保険事業基本指針の策定 ・基金を通じた都道府県・市町村への財政支援 ・診療報酬・介護報酬を通じた医療・介護の連携推進 ・情報分析を行うための基盤整備、先進事例の収集・分析・周知 <p>【都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の推進 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた人材確保、市町村の支援 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進 ・地域支援事業の実施 <p>→ 地方自治体の人材育成が重要。国は研修を充実すること等により継続的に支援</p>	<p>【サービス提供者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供者等の中で、利用者に関する情報や地域における様々な社会資源に関する情報を共有していく仕組みの構築、活用 ・人材の確保・定着のための取組 <p>【サービス利用者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的なサービス利用 ・高齢者が、地域の構成員として積極的に社会参加していくことも重要。

第2 医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項 都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保

【医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等】

病床の機能の分化と連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築と、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業(支援)計画を一体的かつ整合性をもって作成すること等が必要。

【都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等】

- 平成30年度以降(医療計画と介護保険事業(支援)計画のサイクルが一致)に向けた取組
 - ・各計画の作成に当たって、より緊密な連携が図られるような体制の整備
 - ・両計画の区域の整合性の確保
 - ・両計画の人口推計などの基礎データ等についての整合性の確保
- 平成30年度までにおいても、各計画において医療・介護の連携を強化するための取組
 - ・第6期介護保険事業(支援)計画における在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議の開催による多職種協働等の推進
 - ・地域医療連携型における急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至る切れ目のないサービス提供体制の確保等

第3 都道府県計画・市町村計画の作成と整合性の確保

- 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)の作成に当たっての留意事項
 - ・保健・医療担当部局と介護・福祉担当部局の緊密な連携。都道府県による市町村の後方支援
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - ・医療介護総合確保区域の設定 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法
 - (※都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏等を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏等を念頭に設定。)
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成。

第4 新たな財政支援制度(基金)に関する事項

○ 基金に関する基本的な事項

関係者の意見が反映される仕組みの整備 / 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保 / 診療報酬・介護報酬等との役割分担
都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 / 国は、都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○ 基金を充てて実施する事業の範囲

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2及び4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

